

日本の就学義務制に関する研究の展開 (1)

— 「学校に行かない」ことを自ら選択した児童の発現を端緒として—

田邊 良祐 (岐阜協立大学経営学部)

キーワード：就学義務、教育義務、学習権、教育の自由と平等、不登校

1. 問題の所在

公教育の根幹制度の一つと言える義務教育は、今日においても歴史的にも、「教育義務」¹と「就学義務」²の種別が認められる。ヨーロッパでは「教育義務が主流」³であるのに対して、学校教育法第 16 条の規定に鑑みると、日本は就学義務制を採用していると言える。

日本の就学義務制の法原理として、憲法 26 条 2 項では国民の「教育の義務」について、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」と規定する。法文から明らかなことは 2 つある。第一に、日本における「教育の義務」は「教育を受けさせる義務」であり、この義務を負うのは保護すべき子を有する国民、言い換えれば「子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）」⁴である。第二に、子ども自身は「教育の義務」の主体とはされていないという点である。憲法法文を見る限り、保護者に対して普通教育を受けさせる義務を規定していることは明らかである一方、就学義務を直接的に規定したものではない。日本が就学義務制を採用していると言える所以は、学校教育法第 16 条において「子に 9 年の普通教育を受けさせる義務を負う」との規定にある。ここで、日本国憲法が規定する「普通教育を受けさせる義務」が「就学義務」へと転化される。このような就学義務法制の構造・原理のもと、日本の義務教育制度は運用されているのである。

2015 年、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、教育機会確保法と略記）が公布された。それまで戦後一貫して、学校教育法第 1 条に規定する、いわゆる「一条校」以外への就学を認めないという厳格な就学義務制であったが⁵、不登校児童生徒に対する教育機会の確保のために、フリースクールといった学校（一条校）以外の場における「多様な学びの場」での教育機会を保障することとなった。教育機会確保法の制定により、これまで厳格な就学義務制の運用から、「多様な学びの場」「多様な学びの在り方」を保障するよう、弾力的な運用へ変化したといえる。

しかしながら、教育機会確保法において教育機会の確保を目指したその中心は、同法の規定にもある通り「不登校児童生徒」、すなわち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く）」⁶である。今日においては、多様な教育機会が認められる就学義務制であるが、「親（親権を行う者ないしは未成年後見人）が学校に行かせずホームスクーリング等を行う場合」、すなわち「親が学校に行かせない場合」言い換えれば、「親の就学義務規定違反である場合」や、「行きたくても行けない状況にないが、学齢児童生徒が自ら学校に行かないことを選択した場合」「行きたくても行けない状況にないが、行きたいときに行く部分登校を行う場合」、すなわち「自らの判断で学校に行かないことを選択した場合」⁷は、「多様な教育機会の確保」を謳う同法の射程に入っているのだら

うか。さらには、「子ども自らが判断した」と何を根拠をもって認定するのだろうか。また、上記のような親ないし児童生徒がいる場合、各学校はどのような対応を行うことができる、またはすべきなのだろうか。

繰り返しになるが、現行の憲法で「教育を受ける権利」を保障することが明文化されて以降、日本の義務教育制度は「『一条校』に規定する義務教育諸学校以外への就学を認めない」という厳格な運用をされてきた⁸。しかし、1990年代以降、不登校児童生徒数の急増を背景に、校長の判断で指導要録上出席扱いとすることを認める通知を文部省は発出⁹し、就学義務を緩和した。さらに、上述の通り2015年に教育機会確保法が公布されると、教育の場は学校のみならず「多様な学びの場」での教育機会を保障することを目指し、さらに就学義務は緩和され、今日に至る。

文部省通知の発出、教育機会確保法の制定により、日本の就学義務は緩和されてきたが、「通学できていない」児童生徒の内実・事情は個々様々である。そのような児童生徒が在籍する場合、学校は個別の教育計画及び個別の支援計画の作成を求められている¹⁰。すなわち、児童生徒が「自らの判断で学校に行かないことを選択した場合」であっても、学校は何かしらの対応をしなければならないのである。各学校ないし教員が「通学できていない」状況の個別の内容を判断し、それぞれの事例に対峙する時、法令等に照らして対応を行うはずである。本研究の成果は、そうした学校及び教員に対して意義があると考えられる。

2. 研究の目的と課題

「学校に行かない」ことを自ら選択した児童生徒に対して学校はどのような対応を行うことができるか、という問いに対して、まず就学義務制に関する先行研究を整理することが必要であると考えた。上記のような児童生徒が学校に在籍した場合、仮に校長の判断により指導要録上出席扱いとしたり、個別の支援を行うとしても、その前提として「なぜ学校に通学できていないのか」という理由を探るはずである。「学校に通学できていない」という状況の内容は記述の通り「学校に行きたくても行けない」「親が学校に行かせない」「児童生徒自らが行かないことを選択した」など多岐にわたる。まず同制度に係る先行研究を整理することで、就学義務制が上記のような多様な「不登校」の状況すべてをその射程に収めているのか否か検討したい。

これらを踏まえ、まず本稿では上記のような問題意識に基づき、就学義務制をとる日本において、その研究がどこまで蓄積されているのか、先行研究を整理する。なお、分類、整理した先行研究の内容を検討し、その研究の到達点を明らかにすることは、紙幅の都合で別稿にてまとめる。

上記の目的を達成するために、以下の課題を設定する。

課題1 義務教育の基盤となる就学義務制について、関連法規をまとめ、義務教育と就学義務の関係について整理する。

課題2 国立情報学研究所が運営する学術論文、図書、雑誌などの学術データベース「CiNii」、国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する電子ジャーナル公開システム「J-Stage」を用いて、「就学義務」を主題または、論文のキーワードとして「就学義務」を設定する、研究論文、論稿、書籍等（以下、論文等と略記）を整理する。なお、検索を行う時代区分として、現行憲法が制定された1947年以降を対象とする。

課題3 課題2で整理した論文等を仮に海外比較研究、法制度研究、実践研究などラベリングを行い、先行研究群を整理する。

課題4 課題3で整理した先行研究群ごとに分析を行い、それぞれどのような研究の蓄積があり、現状どのようなことが研究の到達点となるか明らかにする。

3. 義務教育の基盤となる就学義務法制の枠組み

本節では、就学義務制の根拠となる法令を改めて整理し、義務教育と就学義務の法的枠組みを明らかにしたい。

3-1. 日本国憲法および教育基本法に見る就学義務・義務教育の規定

日本国憲法 26 条の見出しは「教育を受ける権利」であり、以下のように規定する。

[日本国憲法]

第 26 条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

[教育基本法]

第 5 条

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

第 10 条

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

日本国憲法第 26 条及び、教育基本法第 5 条 1 項の規定から、義務教育とは誰が、どのような内容を負う義務なのか、を規定している。国民が負うのは「保護する子女に普通教育を受けさせる義務」であることがわかる。また、義務教育は無償であることを規定する。

日本国憲法同様に、教育基本法にも「普通教育を受けさせる義務を負う」と、日本国民である保護者に対して「普通教育」を受けさせる義務を課している。また、教育基本法第 5 条 2 項では、普通教育とは「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培う」「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」ことを目指すことを目的とすることが確認できる。普通教育は、後期中等教育の専門教育や職業教育、高等教育と対置されるものだと考えられる。一方で、学校教育全般、または社会に出てもおの生涯をかけて獲得を目指すべき内容も普通教育の目的に包含されている。「キャリア

教育的な視点」でみると、普通教育「だけ」ではなく、普通教育学校「でも」獲得をめざすことが明記されていると考えられる。

ドイツ、イタリア、デンマーク、ポルトガル、スペイン、フィンランド等、多くのヨーロッパ諸国で憲法上明記され保障される「教育の自由」は、当然日本国憲法下においても保障されないはずはない¹¹。とすれば、保護者が普通教育に相当すると判断した教育を子に受けさせれば、その義務を履行したことになるのであろうか。この場合、普通教育は学校教育であるとは限らず、多様な教育が義務教育として許されるとも言えよう。このような点について、最高裁判所は「親の教育の自由は、主として家庭教育等学校外における教育や学校選択の自由にあられる」と判じ¹²、学校教育にアクセスするか否かを保護者が判断することを容認していない。この点について田中の言葉を借りれば、日本の義務教育制度は『普通教育を受けさせる義務』を『学校教育を受けさせる義務』＝『就学義務』とするものである¹³と言える。

3-2. 学校教育法に見る就学義務・義務教育の規定

これまで、日本国憲法、教育基本法の条文を確認したが、就学義務について明記した条文は確認できなかった。そこで、以下に、学校教育法の規定を示す。

[学校教育法]

第16条

保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第17条

保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

- 2 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。
- 3 前2項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第18条

前条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。

第144条

第 17 条第 1 項又は第 2 項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、十万円以下の罰金に処する。

日本国憲法および教育基本法で規定する、保護者に対する「普通教育を受けさせる義務」は、学校教育において 9 年間の教育を受けさせる「就学義務」を課すことに具体化する。また、保護者に対する就学義務を履行するため、督促を行う規定を設け、督促に応じない場合刑事罰を科すなど、厳格な運用を目指していることがわかる。

保護者に対し、罰金刑を科してまで就学義務を履行しようとするのは、憲法 26 条に規定する「教育を受ける権利」、もとい、子の（児童生徒の）「学習する権利（学習権）」を保障するためであると言える。また、将来「社会の形成者」としての役割を果たすため、学校教育が必要不可欠なものであると捉えられていると考えられる。

ともすれば、本稿の端緒となっている「学校に行かない」ことを自ら選択した児童は、法令ならびに最高裁判例に照らして許容できる事例なのであろうか。「スクール・コンプライアンス」の視点から言えば、「学校に行かない」ことを選択することを容認するだけの、明確な法的根拠が見当たらない。そのため、各学校（各学校長）の判断に委ねられるのであろうが、「学校に行かない」、言い換えれば「学校教育での義務教育は不要」と選択している児童（生徒）にどこまで個別の支援が必要となるのか、学校が積極的に支援を行わなければならないのか、法令等に照らして明確な判断を下せない部分が多く残っている。この点、今後の研究の蓄積が急務であろう。

4. 就学義務制に関する先行研究の整理

本節では「CiNii」「J-Stage」を用いて、就学義務制に関する論文等を整理する。

4-1. 国立情報学研究所が運営する学術論文、図書、雑誌などの学術データベース「CiNii」で検索可能な先行研究

国立情報学研究所が運営する学術論文、図書、雑誌などの学術データベース「CiNii」（以下、CiNii と略記）にて「就学義務」でキーワード検索すると 95 件がヒットする¹⁴。95 件のうち、学会大会要旨または発表資料、筆者不明の論稿等を除くと、57 件の論文等を確認できる。

4-2. 国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する電子ジャーナル公開システム「J-Stage」で検索可能な先行研究

国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する電子ジャーナル公開システム「J-Stage」（以下、J-Stage と略記）にて「就学義務」をタイトルに持つ論文を検索すると 4 件ヒットする¹⁵。

4-3. 就学義務制を主たるテーマとする先行研究の一覧

上述のように、CiNii 及び J-Stage を用いて先行研究を整理した。その一覧を発行年の新しいものから順に並べたものが、下記の表 1 である。

表 1 「就学義務を主たるテーマとする先行研究の一覧」

タイトル	筆者	発行元・掲載誌名	発行年
ミクロ憲法学の可能性(6-2)就学義務の功罪：石塚報告へのコメント	堀口 悟郎	法律時報 93(9)	2021
ミクロ憲法学の可能性(6-1)外国人の子どもの学習権と就学義務：学校教育法17条をどう読むか	石塚 壮太郎	法律時報 93(8)	2021
東アジア諸国における「教育を受ける権利」保障のための法制度の比較	黒木 貴人, 小早川 倫美	広島文化学園短期 大学紀要 (53)	2020
これだけは知っておきたい教育法規の話(第20講)就学義務とフリースクール：広がる学校選択の機会とその限界	加茂川 幸夫	月刊プリンシパル 23(12)	2019
アメリカにおける現行ホームスクール法制の検討(2・完)ホームスクールをめぐる対立の観点から	乙部 泰貴	法学研究論集 (51)	2019
1930~40年代における就学義務規定に関する一考察	井上 兼一	皇學館大学紀要 56	2018
イギリスにおける就学義務違反に関する一訴訟： Isle of Wight Council v Platt [2017] UKSC 28の紹介	佐藤 雄一郎	東京学芸大学紀要 人文社会科学系 69	2018
青年学校義務制の成立：就学状況をめぐる議論を中心に	笠松 敬太	史学雑誌 127(11)	2018
ドイツ基本法7条1項と就学義務(浦田一郎教授古稀記念論文集)	廣澤 明	法律論叢 89(6)	2017
障害のある子どもの学習権保障と就学義務の在り方(立憲主義の危機と教育法) — (第1分科会 義務教育の教育法的性質と子どもの学習権)	越野 和之	日本教育法学会年報 (46)	2017
義務教育制度の教育法原理的検討：就学義務の法的性質論を中心に(立憲主義の危機と教育法) — (第1分科会 義務教育の教育法的性質と子どもの学習権)	安達 和志	日本教育法学会年報 (46)	2017
事例でやさしく学ぶ校長のリーガルマインド(第10回)義務教育の行方：就学義務の揺らぎと多様な教育機会の確保	山田 知代	月刊プリンシパル 20(1)	2016
就学義務から「多様な学び保障」へ：義務教育段階における国家の役割と子どもの学ぶ権利(戦後70年と教育法) — (第2分科会 学校制度の複線化・民営化と教育を受ける権利)	西原 博史	日本教育法学会年報 (45)	2016
義務教育とは何か：就学義務の行方(特集 不登校問題とその周縁)	田中 洋	スクール・コンプ ライアンス研究 (4)	2016
ニューカマー外国人の子どもの教育を受ける権利と就学義務：教育関係者への意見調査等を手がかりに	坂本 文子 渋谷 淳一 西口 里紗	大原社会問題研究 所雑誌 (663)	2014

	本田 量久		
北アイルランドにおける4歳児就学義務制度の課題	藤井 穂高	教育学論集 10	2014
外国籍児童生徒の就学義務化についての研究：浜松市の取り組みの事例から	金森 百合子	聖心女子大学大学院論集 35(1)	2013
戦前・戦中及び戦後における就学義務関連規定の変遷と学校外教育の位置づけに関する考察	小桐間 徳	スクール・コンプライアンス研究 (1)	2013
教育問題法律相談(No. 191)外国籍の子どもの就学義務	澤田 稔	週刊教育資料 - (1212)	2012
接触困難な長期欠席児童生徒(および保護者)に学校教職員はどのようなアプローチが可能か—法的規定をめぐる整理	羽間 京子 保坂 亨 小木曾 宏	千葉大学教育学部研究紀要 59	2011
教育の紛争 外国人生徒の公立中学校における就学義務と教育を受ける権利が問題とされた事例[大阪地方裁判所平成 20.9.26 判決]	佐々木 幸寿	週刊教育資料 (1149)	2011
就学義務制度の課題 (小特集 子ども・若者)	江澤 和雄	レファレンス 60(5)	2010
「在日外国人の子どもの学校教育」に関する一考察—大阪地裁「平 18(ワ)1883 号」平成 20.9.26 判決を素材に	浦野 東洋一	帝京大学文学部教育学科紀要 (35)	2012
義務教育と中学校卒業程度認定試験	西村 史子	和光大学現代人間学部紀要 (2)	2009
就学義務制度の歴史的変容—アクター間の法的関係に注目して	雪丸 武彦	飛梅論集 (9)	2009
外国籍の子どもの就学義務化をめぐる法的諸問題	楠本 孝	日本の科学者 43(9)	2008
学校法制と学校法学(27) 就学義務制と教育義務制(2)	結城 忠	教職研修 36(11)	2008
学校法制と学校法学(26) 就学義務制と教育義務制(1)	結城 忠	教職研修 36(10)	2008
就学義務制度上における契約概念の検討	雪丸 武彦	教育制度学研究 2007(14)	2007
児童自立支援施設の将来像への提言	廣渡 修	福岡女子短大紀要 (63)	2004
事例研究 教育管理職のための法常識講座(12) 就学義務と不登校をめぐる法常識(2)	梅野 正信 采女 博文	季刊教育法 (137)	2003
事例研究 教育管理職のための法常識講座(11) 就学義務と不登校をめぐる法常識	梅野 正信 采女 博文	季刊教育法 (136)	2003
世界の不登校問題(5) ドイツ/転換点に立つ就学義務制度	荒木 慎一郎	月刊生徒指導 32(10)	2002
就学(義務)原則のもたらす学習権阻害—ノンフォーマ	渋谷 英章	教育制度学研究	2001

ル教育の位置づけをめぐる（〔日本教育制度学会〕第8回研究大会報告）－（課題別セッション5 マイノリティーの学習権阻害状況－学習権論再論）		(8)	
子どもの輪の中へ(1)学区校就学要求から就学義務猶予へ（キャッチ!子どもたちの発信）	高橋 由紀子	障害児と親と教師をむすぶ人権と教育 (32)	2000
就学義務制と公立学校選択	久高 喜行	福井大学教育地域科学部紀要 第4部 教育科学 (55)	1999
親の立場(2)就学義務の猶予をかちとるまで（特集 サヨナラ、障害児分離教育。）	平山 由紀恵	障害児と親と教師をむすぶ人権と教育 (28)	1998
学校における生徒の法的地位-14-不登校と就学義務制	結城 忠	教職研修 26(6)	1998
カナダにおける就学義務免除制度の展開：一ホームスクールの制度化一	小林 順子	教育制度学研究 1998(5)	1998
就学義務制度から教育義務制度への転換（特集 学校教育法 50年－これからの学校教育の課題は何か）	結城 忠	教職研修 25(9)	1997
ホーム・スクーリングの可能性（特集 学校裁量と規制緩和読本）－（就学義務の見直しと規制緩和）	田辺 俊治	教職研修総合特集 (132)	1997
民間教育事業の活用（特集 学校裁量と規制緩和読本）－（就学義務の見直しと規制緩和）	瀬沼 克彰	教職研修総合特集 (132)	1997
中学校卒業程度認定試験の弾力化（特集 学校裁量と規制緩和読本）－（就学義務の見直しと規制緩和）	伊津野 朋弘	教職研修総合特集 (132)	1997
不登校児童・生徒の進級・卒業認定（特集 学校裁量と規制緩和読本）－（就学義務の見直しと規制緩和）	北神 正行	教職研修総合特集 (132)	1997
「飛び級」の実施拡大（特集 学校裁量と規制緩和読本）－（就学義務の見直しと規制緩和）	久保田 力	教職研修総合特集 (132)	1997
学校選択の弾力化（特集 学校裁量と規制緩和読本）－（就学義務の見直しと規制緩和）	窪田 真二	教職研修総合特集 (132)	1997
就学義務制と「学校に代わる私教育の自由」（登校拒否にどう対応するか<特集>）	結城 忠	季刊教育法 (88)	1992
第三次小学校令下における就学義務猶予・免除制度の確立過程：青森県および弘前市を中心に	安藤 房治	特殊教育学研究 28(2)	1990
教育を受ける権利と「学校」－「就学義務」の再構成のこころみ（子どもの人権<特集>）－（学校と子どもの人権）	中川 明	自由と正義 38(6)	1987
アメリカにおける“就学義務規定”をめぐる教育判例の動向	清水 一彦	清泉女学院短期大学研究紀要 (3)	1985
親の教育権について－親の監護教育権と就学義務	加藤 永一	法学 47(2)	1983

障害児をめぐる「就学義務」論の再検討——一九七九年養護学校「義務」制施行に関連して（国際障害者年〈特集〉）	安達 和志	季刊教育法 (39)	1981
学校教育法第 23 条（「就学義務の猶予・免除」規定）の評価に関する一考察（〈特集〉養護学校義務制実施と制度上の課題）	田中 耕治郎 渡部 昭男	季刊障害者問題研究 15	1978
特殊教育学校への「就学義務」に関する若干の考察	大久保 哲夫	奈良教育大学教育研究所紀要 (14)	1978
就学義務から教育義務へ—米国の教育判例における“Education equivalent to a Public School”の解釈をめぐって	宮野 良一	芦屋大学論叢 (2)	1977
養護学校における就学義務及び養護学校設置義務と完全義務制実施をめぐって（障害児教育研究委員会中間報告）	三島 敏男	教育学研究 43(2)	1976
報告 戦前日本における就学義務（地域住民と教育法の創造）—（日本教育法史における子ども・親・学校—教育法史1-(第3分科会)）	平原 春好	日本教育法学会年報 (4)	1975
義務教育制度の研究	高木太郎	風間書房	1970

重複する論文を整理し、CiNii、J-Stage を用いて上記の手続きにて抽出された先行研究の数は上記 58 件となった。この 58 件の先行研究をラベリングし、先行研究群として整理する。

5. 就学義務制を主たるテーマとする先行研究群の整理

前項にて整理した先行研究を概観し、下記の先行研究群に整理する。それはすなわち、

- ① 就学義務制度原理に関する先行研究群
教育を受ける権利、学習権、学校選択、親の教育の自由、就学義務制の歴史といった教育制度原理に関する先行研究
- ② 特別支援教育を中心とした就学義務に関する先行研究群
障害を持った児童生徒、特別支援教育（特別支援学校、旧養護学校など含む）に関する先行研究
- ③ 諸外国との比較研究による就学義務に関する先行研究群
ドイツ、アメリカ、カナダ、北アイルランド等、諸外国の就学義務制度との比較研究
- ④ 不登校や外国籍の児童生徒等の事例研究による就学義務に関する先行研究群
不登校や外国籍の児童生徒の実態に伴う実践研究
である。

5-1. 就学義務制度原理に関する先行研究群

就学義務制度原理に関する先行研究群に属するであろう先行研究を整理すると以下表 2 のようになる。

表2 「就学義務制度原理に関する先行研究群」

タイトル	筆者	発行元・掲載誌名	発行年
ミクロ憲法学の可能性(6-2)就学義務の功罪：石塚報告へのコメント	堀口 悟郎	法律時報 93(9)	2021
ミクロ憲法学の可能性(6-1)外国人の子どもの学習権と就学義務：学校教育法17条をどう読むか	石塚 壮太郎	法律時報 93(8)	2021
これだけは知っておきたい教育法規の話(第20講)就学義務とフリースクール：広がる学校選択の機会とその限界	加茂川 幸夫	月刊プリンシパル 23(12)	2019
1930~40年代における就学義務規定に関する一考察	井上 兼一	皇學館大学紀要 56	2018
青年学校義務制の成立・就学状況をめぐる議論を中心に	笠松 敬太	史学雑誌 127(11)	2018
義務教育制度の教育法原理的検討：就学義務の法的性質論を中心に(立憲主義の危機と教育法)ー(第1分科会 義務教育の教育法的性質と子どもの学習権)	安達 和志	日本教育法学会年報 (46)	2017
事例でやさしく学ぶ校長のリーガルマインド(第10回)義務教育の行方：就学義務の揺らぎと多様な教育機会の確保	山田 知代	月刊プリンシパル 20(1)	2016
就学義務から「多様な学び保障」へ：義務教育段階における国家の役割と子どもの学ぶ権利(戦後70年と教育法)ー(第2分科会 学校制度の複線化・民営化と教育を受ける権利)	西原 博史	日本教育法学会年報 (45)	2016
義務教育とは何か：就学義務の行方(特集 不登校問題とその周縁)	田中 洋	スクール・コンプライアンス研究 (4)	2016
戦前・戦中及び戦後における就学義務関連規定の変遷と学校外教育の位置づけに関する考察	小桐間 徳	スクール・コンプライアンス研究 (1)	2013
就学義務制度の課題(小特集 子ども・若者)	江澤 和雄	レファレンス 60(5)	2010
義務教育と中学校卒業程度認定試験	西村 史子	和光大学現代人間学部紀要 (2)	2009
就学義務制度の歴史的変容ーアクター間の法的関係に注目して	雪丸 武彦	飛梅論集 (9)	2009
学校法制と学校法学(27) 就学義務制と教育義務制(2)	結城 忠	教職研修 36(11)	2008
学校法制と学校法学(26) 就学義務制と教育義務制(1)	結城 忠	教職研修 36(10)	2008
就学義務制度上における契約概念の検討	雪丸 武彦	教育制度学研究 2007(14)	2007
児童自立支援施設の将来像への提言	廣渡 修	福岡女子短大紀要	2004

		(63)	
就学(義務)原則のもたらす学習権阻害—ノンフォーマル教育の位置づけをめぐって (〔日本教育制度学会〕第8回研究大会報告)— (課題別セッション5 マイノリティの学習権阻害状況—学習権論再論)	渋谷 英章	教育制度学研究 (8)	2001
子どもの輪の中へ(1)学区校就学要求から就学義務猶予へ (キャッチ!子どもたちの発信)	高橋 由紀子	障害児と親と教師をむすぶ人権と教育 (32)	2000
就学義務制と公立学校選択	久高 喜行	福井大学教育地域科学部紀要 第4部 教育科学 (55)	1999
親の立場(2)就学義務の猶予をかちとるまで (特集 サヨナラ、障害児分離教育。)	平山 由紀恵	障害児と親と教師をむすぶ人権と教育 (28)	1998
学校における生徒の法的地位-14-不登校と就学義務制	結城 忠	教職研修 26(6)	1998
ホーム・スクーリングの可能性 (特集 学校裁量と規制緩和読本) — (就学義務の見直しと規制緩和)	田辺 俊治	教職研修総合特集 (132)	1997
中学校卒業程度認定試験の弾力化 (特集 学校裁量と規制緩和読本) — (就学義務の見直しと規制緩和)	伊津野 朋弘	教職研修総合特集 (132)	1997
「飛び級」の実施拡大 (特集 学校裁量と規制緩和読本) — (就学義務の見直しと規制緩和)	久保田 力	教職研修総合特集 (132)	1997
学校選択の弾力化 (特集 学校裁量と規制緩和読本) — (就学義務の見直しと規制緩和)	窪田 真二	教職研修総合特集 (132)	1997
就学義務制と「学校に代わる私教育の自由」 (登校拒否にどう対応するか<特集>)	結城 忠	季刊教育法 (88)	1992
第三次小学校令下における就学義務猶予・免除制度の確立過程 : 青森県および弘前市を中心に	安藤 房治	特殊教育学研究 28(2)	1990
教育を受ける権利と「学校」—「就学義務」の再構成のこころみ (子どもの人権<特集>) — (学校と子どもの人権)	中川 明	自由と正義 38(6)	1987
親の教育権について—親の監護教育権と就学義務	加藤 永一	法学 47(2)	1983
学校教育法第23条(「就学義務の猶予・免除」規定)の評価に関する一考察<特集>養護学校義務制実施と制度上の課題)	田中 耕治郎, 渡部 昭男	季刊障害者問題研究 15	1978
報告 戦前日本における就学義務 (地域住民と教育法の創造) — (日本教育法史における子ども・親・学校—教育法制史-1-(第3分科会))	平原 春好	日本教育法学会年報 (4)	1975
義務教育制度の研究	高木太郎	風間書房	1970

5-2. 別支援教育を中心とした就学義務に関する先行研究群

特別支援教育を中心とした就学義務に関する先行研究群に属するであろう先行研究を整理すると以下表3のようになる。

表3 「特別支援教育を中心とした就学義務に関する先行研究群」

タイトル	筆者	発行元・掲載誌名	発行年
障害のある子どもの学習権保障と就学義務の在り方 (立憲主義の危機と教育法) — (第1分科会 義務教育 の教育法的性質と子どもの学習権)	越野 和之	日本教育法学会年 報 (46)	2017
障害児をめぐる「就学義務」論の再検討——一九七九年 養護学校「義務」制施行に関連して (国際障害者年< 特集>)	安達 和志	季刊教育法 (39)	1981
特殊教育学校への「就学義務」に関する若干の考察	大久保 哲夫	奈良教育大学教育 研究所紀要 (14)	1978
養護学校における就学義務及び養護学校設置義務と完 全義務制実施をめぐる (障害児教育研究委員会中間 報告)	三島 敏男	教育学研究 43(2)	1976

5-3. 諸外国との比較研究による就学義務に関する先行研究群

諸外国との比較研究による就学義務に関する先行研究群に属するであろう先行研究を整理すると以下表4のようになる。

表4 「諸外国との比較研究による就学義務に関する先行研究群」

タイトル	筆者	発行元・掲載誌名	発行年
東アジア諸国における「教育を受ける権利」保障のた めの法制度の比較	黒木 貴人 小早川 倫美	広島文化学園短期 大学紀要 (53)	2020
アメリカにおける現行ホームスクール法制の検討(2・ 完)ホームスクールをめぐる対立の観点から	乙部 泰貴	法学研究論集 (51)	2019
イギリスにおける就学義務違反に関する一訴訟： Isle of Wight Council v Platt [2017] UKSC 28 の紹 介	佐藤 雄一郎	東京学芸大学紀要、 2. 人文社会科学系 69	2018
ドイツ基本法7条1項と就学義務 (浦田一郎教授古稀 記念論文集)	廣澤 明	法律論叢 89(6)	2017
北アイルランドにおける4歳児就学義務制度の課題	藤井 穂高	教育学論集 10	2014
世界の不登校問題(5) ドイツ/転換点に立つ就学義務制 度	荒木 慎一郎	月刊生徒指導 32(10)	2002
カナダにおける就学義務免除制度の展開:一ホームス クールの制度化一	小林 順子	教育制度学研究 1998(5)	1998

就学義務制度から教育義務制度への転換 (特集 学校教育法 50 年—これからの学校教育の課題は何か)	結城 忠	教職研修 25(9)	1997
アメリカにおける“就学義務規定”をめぐる教育判例の動向	清水 一彦	清泉女学院短期大学研究紀要 (3)	1985
就学義務から教育義務へ—米国の教育判例における“Education equivalent to a Public School”の解釈をめぐって	宮野 良一	芦屋大学論叢 (2)	1977

5-4. 不登校や外国籍の児童生徒等の事例研究による就学義務に関する先行研究群

不登校や外国籍の児童生徒等の事例研究による就学義務に関する先行研究群に属するであろう先行研究を整理すると以下表5のようになる。

表5 「不登校や外国籍の児童生徒等の事例研究による就学義務に関する先行研究群」

タイトル	筆者	発行元・掲載誌名	発行年
ニューカマー外国人の子どもの教育を受ける権利と就学義務：教育関係者への意見調査等を手がかりに	坂本 文子 渋谷 淳一 西口 里紗 本田 量久	大原社会問題研究所雑誌 (663)	2014
外国籍児童生徒の就学義務化についての研究：浜松市の取り組みの事例から	金森 百合子	聖心女子大学大学院論集 35(1)	2013
教育問題法律相談(No. 191)外国籍の子どもの就学義務	澤田 稔	週刊教育資料 - (1212)	2012
接触困難な長期欠席児童生徒(および保護者)に学校教職員はどのようなアプローチが可能か—法的規定をめぐる整理	羽間 京子 保坂 亨 小木曾 宏	千葉大学教育学部研究紀要 59	2011
教育の紛争 外国人生徒の公立中学校における就学義務と教育を受ける権利が問題とされた事例[大阪地方裁判所平成 20. 9. 26 判決]	佐々木 幸寿	週刊教育資料 (1149)	2011
「在日外国人の子どもの学校教育」に関する一考察—大阪地裁「平 18(ワ)1883 号」平成 20. 9. 26 判決を素材に	浦野 東洋一	帝京大学文学部教育学科紀要 (35)	2012
外国籍の子どもの就学義務化をめぐる法的諸問題	楠本 孝	日本の科学者 43(9)	2008
事例研究 教育管理職のための法常識講座(12)就学義務と不登校をめぐる法常識(2)	梅野 正信 采女 博文	季刊教育法 (137)	2003
事例研究 教育管理職のための法常識講座(11)就学義務と不登校をめぐる法常識	梅野 正信 采女 博文	季刊教育法 (136)	2003
民間教育事業の活用 (特集 学校裁量と規制緩和読本)— (就学義務の見直しと規制緩和)	瀬沼 克彰	教職研修総合特集 (132)	1997

不登校児童・生徒の進級・卒業認定（特集 学校裁量と規制緩和読本）—（就学義務の見直しと規制緩和）	北神 正行	教職研修総合特集 (132)	1997
--	-------	-------------------	------

6. 本研究の成果と今後の課題

本研究では、「就学義務」に関する先行研究を、CiNii 及び J-Stage 二つの研究検索サービスを用いて、その研究の展開について明らかにしようとしてきた。その結果、就学義務を主題または研究キーワードとする論文等が、合計して 95 件あることを確認した。そのうち、当日資料差し替えや、発表取りやめが行われ実際公表されていない可能性を考慮し、学会発表要旨・発表資料を除くと 57 件の先行研究を抽出することができた。

さらに、上記 57 件の先行研究を「就学義務制度原理に関する先行研究群」「特別支援教育を中心とした就学義務に関する先行研究群」「諸外国との比較研究による就学義務に関する先行研究群」「不登校や外国籍の児童生徒等の事例研究による就学義務に関する先行研究群」「不登校や外国籍の児童生徒の実態に伴う実践研究」に整理し、それぞれの先行研究群の件数を明らかにした。

第 3 節で示したように、日本は保護者等に対する厳格な就学義務を規定し運用してきたが、不登校の増加や教育機会確保法の制定により、その運用は弾力化、もしくは一部柔軟な運用へと変化した。そして、本稿の出発点となっている、「学校に行かない」ことを選択した児童（生徒）の発現により、就学義務制はますます弾力的な運用がされている感は否めない。しかしながら、そのような児童（生徒）に対して明確な法的根拠をもって対応できない状況にある。それ故、そのような児童（生徒）が在籍する学校は手探りで対応していると推察される。

「学校に行かない」ことを選択した児童（生徒）が発現したという事実に対して、今後、様々な角度からの検討が必要と考える。例えば、「親の学校選択の自由」「親の就学義務」「親の教育義務」「ホームスクーリング」といった視点からの検討。さらに、「学校の裁量や自律性」「不登校児童生徒に対する支援とその責任の射程」といった、学校を中心とした検討も必要であろう。このように日本の就学義務制に対して多角的な検討を行うことで「なぜ義務なのか」という義務教育そのものに対する根本的なアプローチができるようになる。

そのために、本稿では就学義務という用語を中心に先行研究を整理したが、これでは十分でないことは明らかであり、今後上記視点からの先行研究の検討、学校での実際の対応を含む実践研究を重ねていくことが課題である。紙幅の都合で整理した先行研究群の内容や質的な検討については次稿にて行うこととする。

また、本稿では就学義務をキーワードとして先行研究を探索したが、個人的な主観となるが、義務教育という教育制度の根幹となる就学義務制の研究蓄積は少ない。教育政策の根本となる原理、すなわち就学義務、義務教育に関する研究、「親の教育の自由」や「学習権」といった制度原理研究が今まさに必要であると考えられる。そのような研究の成果が、「学校に行かない」ことを選択した児童（生徒）、その親、その児童が在籍する学校や教員に対して大きな示唆を与えるものと考えられる。今後は、そのような視点で研究を進めていく。

注

¹ 結城によれば『教育義務』は学齢期の子どもの教育を、教育の場を特定することなく、親権者等の保護者に義務づけることを内容としている」とする。なお、本稿では「普通教育を受けさせる義務」を負う主体である、保護者、親、親権を負う者などを、別段断りがない場合「保護者」に集約して使用する。

結城忠「就学義務制と教育義務制 (1)」『教職研修』教育開発研究所、2008年、p. 117。

² 結城によれば『就学義務』は特定の教育機関・施設への就学を義務付けるもので、子どもに対する『教育』それ自体は直接的な義務の対象とはしていない。義務の内容は、親権者等の『子どもを就学させる義務』と子どもの『就学する義務』である。」とする。

同上書、p. 117。

³ 前掲注2、pp. 117-118。

⁴ 学校教育法第16条を参照。

⁵ 山田知世「義務教育の行方-就学義務の揺らぎと多様な教育機会の確保-」『月間プリンシパル』第20巻第1号、学事出版、2016年、pp. 42-43。

⁶ 文部科学省が「生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、今後の施策の推進に資する」ため毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、令和2年度の調査において、不登校の定義をこのように定め調査を実施した。また、「教育機会確保法」では第2条1項3号において、不登校という用語を「相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。」と定義する。

文部科学省「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」、p. 64。

https://www.mext.go.jp/content/20211007-mxt_jidou01-100002753_1.pdf (2021年11月1日、最終アクセス)

⁷ このような例として「少年革命家ゆたぼん」を名乗るYouTuberの児童(生徒)がいる。自身のYouTubeチャンネルで学校に行かなくなった理由や、学校に行かなくてもよい持論を述べている動画が多く散見されるが、例えば2018年12月4日に投稿された「【ロボットになるな!】不登校の天才YouTuber『麦わらのゆたぼん』」(タイトルママ)などがその証左となろう。2021年11月現在、当該児童(生徒)は中学校に進学したものの、「学校に行かない」ことを選択し「行きたいときに行く」という部分登校を行っている。また、当該児童(生徒)の保護者も、学校に行かなくてもよいと容認する立場をとっている。

「【ロボットになるな!】不登校の天才YouTuber『麦わらのゆたぼん』」

<https://www.youtube.com/watch?v=y9bRnu7UuCU> (2021年11月3日、最終アクセス)

⁸ 前掲注5、p. 41。

⁹ 文部省初中局通知「登校拒否問題への対応について」(1992年9月24日付文初中第330号)

¹⁰ 例えば平成29・30年版の学習指導要領では、障害等による特別な教育支援が必要とする児童生徒、不登校の児童生徒、外国人児童生徒等日本語を母語としない児童生徒等が在籍する場合、学校に対して個別の教育計画及び個別の支援計画の作成を求めている。

¹¹ 結城忠『教育の自治・分権と学校法制』東信堂、2009年、p. 137。

¹² いわゆる「旭川学テ事件」の最高裁判所判決である。

最高裁判所判決、1976年5月21日大法廷判決

¹³ 田中洋「義務教育とは何か-就学義務の行方-」日本スクール・コンプライアンス学会『スクール・コンプライ

アンス研究』第4号、2016年、p. 31。

¹⁴ 「論文検索」にて「就学義務」をキーワードとして検索を行うと95件が該当する。

<https://ci.nii.ac.jp/search?q=%E5%B0%B1%E5%AD%A6%E7%BE%A9%E5%8B%99&range=0&sortorder=1&count=20&start=1> (2021年10月25日、最終アクセス)

¹⁵ 「論文検索」にて主題に「就学義務」の文字列がある論文の検索を行うと4件が該当する。

https://www.jstage.jst.go.jp/result/global/-char/ja?languageKind=ja&item=2&word1=%E5%B0%B1%E5%AD%A6%E7%BE%A9%E5%8B%99¬Cond1=0&yearfrom=1945&cond1=&type=100&category=110000%2C111100%2C112100%2C113100%2C114100%2C115100%2C116100%2C117100&translate=0&yearto=&globalSearch=false&fromPage=/search/global/_search/-char/ja (2021年10月26日、最終アクセス)